



自由民主党・政策フォーラム

佐藤 淳一



「iがあふれる健康先進都市の行政

問 「iがあふれる健康先進都市の行政 都市いわぬま」を標榜している、その意味は何か伺う。

総務部長 市民が健康で長生きし、幸せを追求、実感できる持続可能なまちを実現するために、行政と市民が一緒になって取り組み、よりよい未来に向けて共に前に進んでいく、このような意味を込めた「健康」先進」であります。

問 (喫煙所を設置する) コスト、職員の健康、勤務時間の公平性などを考慮した上で、法律に基づき市役所敷地内の全面禁煙を実施したが、改正健康増進法の趣旨と自治体の役割は何か伺う。
健康福祉部長 望まない受動喫煙の防止を図るため、施設の区分に応じ一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設の管理者が講ずべき措置等について定めたものです。自治体の役割は、受動喫煙の防止措置を総合的、効果的に推進するよう努めるものとされています。
問 本法施行後の他自治体の動向をどのように受け止めているのか。

健康福祉部長 各自治体は、受動喫煙防止の啓発、公共施設の敷地内全面禁煙などを行っています。

問 法で第1種施設とされている市の施設で、屋外に喫煙場所が設置された例が本市であるのか伺う。
市民経済部長 (岩沼市の)公共施設ではありません。

市役所が手本となるべき

問 (敷地内全面禁煙のはずの)市役所屋上での喫煙は誰が許可しているのか伺う。
副市長 他自治体庁舎の屋上で職員、入庁許可を得た方に限って、法令上の特定屋外喫煙場所として表示して喫煙を認めている事例があり、屋上での喫煙を認めました。

問 正直に(違法な)喫煙所の設置を認めたことはいいが、市長の考え(全面禁煙)とは違う政策判断で、勤務時間中に離席(休憩)は自由に取り、通信設備のある屋上は出入り自由など、セキュリティ面でも非常に問題が多い判断だと思うがどうか。

副市長 屋外特定喫煙場所は法令上でも例外的な措置で、標識をかけることが要件化されており、(喫煙場所という)標識をかけ周知をしていませんでしたので、大変申し訳なかつたと思っています。

職員の喫煙を全く止めることもできないと思っっている中で、屋上の安全管理を考慮して喫煙者には鍵かけの徹底をさせていました。

問 休憩時間に(敷地)外に出て吸うのは自由で問題はないと思う。ただ、岩沼市職員服務規程で休憩

時間も決められている以上、市の職員はしっかりとその規程の中でやってもらわないといけない。

今後、どうしても自由に喫煙をさせたいのであれば、屋上ではなく市民も一緒に吸える、見える場所に喫煙所を設置して、服務規程も変えて対応してはいいかがか。

副市長 ありがたい提案ですが、お昼の休憩時間は別として、勤務時間の喫煙は一切なくす方向で取り組みます。市役所庁舎で勤務をしている状況では、喫煙は我慢してもらおう方向で職員にお願いしていきたいと思えます。

問 個人の喫煙は自由だが、公の場や仕事中はそれぞれルールがあ

会派所属議員

佐藤淳一、櫻井隆、高橋光孝、沼田健一、飯塚悦男、佐藤一郎



◎その他の会派代表質問
・ 新年度の予算と取組
・ 新型コロナウイルス感染症への対応